

外国出願をする場合は、現地語を用い、現地代理人により手続をしなければなりません。そのため通常出願国1ヶ国当たりの費用は、日本国出願に要する費用の2倍以上（約500万円）かかります。また、外国で特許権を取得しても権利行使ができなければ宝の持ち腐れになります。この権利行使を行うには侵害発見が容易であり、かつ最悪の場合には裁判に訴える覚悟も必要です。この裁判に要する弁護士費用も膨大です（通常の裁判で日本の場合の3-5倍で数億円が必要とされています）。

そのため、外国出願を行うに当たっては費用対効果を念頭におき、日本出願以上に十分に検討しなければなりません。本法人では原則として独立行政法人科学技術振興機構（JST）に申請して費用負担の支援が受けられた発明又は企業との共同出願で企業側が費用を全額負担する発明のみについて外国出願の対象としています。

### 特許出願支援制度

JSTでは大学等の研究成果の権利化を推進するために、海外特許の取得支援を含む特許出願を総合的に支援する「特許出願支援制度」を平成15年度より開始し、募集を行っています。

